

最高人民法院による著作権及びその隣接権の保護強化に関する意見

文学、芸術及び科学分野の著作権保護を確実に強化し、文化建設の規範化、指導、促進及び保障に対する著作権裁判の役割を十分に発揮し、中華民族全体の文化革新・創造の活力を引き出し、社会主義精神文明建設を推進し、文化事業と文化産業を繁栄・発展させ、国の文化ソフトパワー及び国際競争力を向上させ、経済・社会の質の高い発展に奉仕するために、「中華人民共和国著作権法」等の法律の規定に基づき、裁判の実情を踏まえて、ここに著作権及びその隣接権の保護の更なる強化について、次のとおり意見を提出する。

1. 法により創作者の権益保護を強化し、伝播者と社会公衆の利益を全面的に考慮し、中国現代化建設の全局における革新の核心的地位を堅持する。法に基づき新興産業の発展奨励と権利者の合法的権益の保障との関係を着実に処理し、創作奨励と人民の文化的権益の保障との間の関係をよく調整し、権利譲受人と被許諾者の作品伝播促進における重要な役割を大いに発揮し、法により著作権及びその隣接権を保護し、知的成果の創作と伝播を促進し、社会主義文化・科学事業を発展・繁栄させる。

2. 事件審理の品質と効率を大々的に向上させ、繁雑な事件と簡易な事件の分流試行業務を推進し、著作権及びその隣接権に係る類型化事件の審理期間の短縮に力を入れる。知的財産訴訟の証拠規則を充実させ、当事者がブロックチェーン等の方式で証拠の保存、固定化及び提出を行うよう支持し、知的財産権の権利者の「挙証難」の問題を効果的に解決する。法により当事者による行為保全、証拠保全、財産保全の申立を支持し、複数の民事責任方式を総合的に利用し、権利者が民事事件においてより全面的かつ十分な権利救済が得られるようにする。

3. 通常の方式で作品、実演、録音製品に署名した自然人、法人及び非法人組織は、当該作品、実演、録音製品の著作権者又はその隣接権者であると推定されるものとする。ただし、それを覆すのに足りる反対証拠がある場合は、この限りではない。署名の争議について、作品、実演、録音製品の性質、種類、表現形態及び業界の習慣、公

衆の認知習慣等の要素を踏まえて、総合的に判断しなければならない。権利者が初歩的挙証を完了した場合、人民法院は、当事者から主張される著作権及びその隣接権が成立すると推定しなければならない。ただし、それを覆すのに足りる反対証拠がある場合は、この限りではない。

4. 署名推定規則を適用して著作権又はその隣接権の帰属を確定しかつ被告から反対証拠が提出されなかった場合、原告は権利譲渡契約又はその他の書面証拠を別途提出しなくてもよい。訴訟手続において、被告が権利侵害責任を負わない旨を主張する場合、既に権利者の許諾を得ているか、又は、著作権法に規定されている権利者の許諾を得ずに使用できる状況を有することを証明するための証拠を提出しなければならない。

5. インターネット、人工知能、ビッグデータ等の技術開発の新ニーズを高度に重視し、著作権法により作品の種類を正確に定義し、作品の認定基準を把握し、法に基づくスポーツイベントのライブ配信、ゲームのライブ配信、データに係る権利侵害等の新しいタイプの事件を適切に審理し、新興業態の規範化した発展を促進する。

6. 当事者が、権利侵害の複製品及び主に権利侵害の複製品を生産又は製造するために使用される材料やツールを直ちに廃棄するよう申し立てた場合には、特殊な状況を除き、人民法院は、民事訴訟においてこれを支持しなえればならず、また、刑事訴訟においても職権によりその廃棄を命じなければならない。特殊な状況において廃棄してはならない場合、人民法院は、更なる権利侵害のリスクを可能な限り排除するために、権利侵害者に対して、商業ルート以外で適切な方法により上記材料やツールを処分するよう命じることができる。廃棄又は処分にかかる費用は、権利侵害者が負担し、権利侵害者が補償を申し立てた場合、人民法院はこれを支持しない。

刑事訴訟において、権利者がその後において提起される可能性がある民事又は行政訴訟のための証拠保全を理由に、権利侵害複製品及び材料やツールを当面廃棄しないよう申し立てた場合、人民法院はこれを支持することができる。権利者がその後の民事又は行政事件において、権利侵害者によるその立て替えた保管費用の賠償を申し立てた場合、人民法院はこれを支持することができる。

7. 権利者の実際の損失、権利侵害者の違法所得、権利使用費用の計算が困難である場合、保護を求める権利の種類、市場価値及び権利侵害者の主観的過失、権利侵害行為の性質と規模、損害の結果の深刻さ等の要素を総合的に考慮した上で、著作権法及び司法解釈等の関連規定に従って賠償額を合理的に確定しなければならない。権利侵害者が故意に権利を侵害し、かつ情状が深刻な場合であって、権利者が懲罰的損害賠償の適用を申し立てたときは、人民法院は、法に基づいて審査をし、確定しなければならない。権利者が挙証して証明できる合理的な権利擁護費用に訴訟費用及び弁護士費用等が含まれる場合、人民法院は、これを支持し、かつ賠償額を確定する際に個別に計算しなければならない。

8. 権利侵害者が権利侵害に当たると発効した法院判決又は行政決定によって認定されていたか、又は同一の権利侵害行為について権利者と和解の合意に達していたにもかかわらず、被疑侵害行為を引き続き実施した場合、又はその権利侵害行為を形を変えて繰り返し実施した場合、人民法院は、権利侵害の故意があると認定するとともに、権利侵害の民事責任を確定する際に十分に考慮に入れなければならない。

9. 誠実訴訟許諾書等の形式で、信義則違反の訴訟について負う可能性のある法的責任を明確に当事者に告知し、当事者が訴訟上の権利を正当に行使し、訴訟上の義務を積極的に履行し、合理的な期間内に積極的、誠実に挙証し、訴訟中において如実に、完全に陳述するよう促さなければならない。

10. 信用失墜の懲戒・責任追及体制を整備しなければならない。人民法院は、偽造や変造証拠の提出、証拠の隠蔽や破棄、虚偽の陳述、虚偽の証言、虚偽の鑑定、虚偽の署名等信義則違反の訴訟行為について、法により訓戒、科料、拘留等の強制措置をとることができる。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

最高人民法院

2020年11月16日

出所：2020年11月16日付け 最高人民法院ウェブサイト
<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-272221.html>

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。